

東海村告示第 3 号

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）
第 37 条第 1 項の規定に基づき指定を行ったので、東日本大震災復興特別区域法
施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号）第 10 条第 10 項の規定により、次のと
おり公示する。

平成 26 年 2 月 7 日

東海村長 山 田 修



記

指定日	平成 26 年 2 月 1 日
商号又は名称	山藤鉄工株式会社
所在地又は住所	茨城県那珂郡東海村村松字平原 3115 番地 7 (本社：茨城県日立市久慈町 2-16-4)
復興推進事業の内容	電気機械器具製造業 (電気・機械関連産業 (電気関連産業))
課税特例の根拠規定	法第 37 条第 1 項
指定の有効期間	平成 26 年 2 月 1 日から平成 36 年 1 月 31 日まで

東海村告示第 4 号

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）
第 38 条第 1 項の規定に基づき指定を行ったので、東日本大震災復興特別区域法
施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号）第 13 条第 10 項の規定により、次のと
おり公示する。

平成 26 年 2 月 7 日

東海村長 山 田



記

指定日	平成 26 年 2 月 1 日
商号又は名称	山藤鉄工株式会社
所在地又は住所	茨城県那珂郡東海村村松字平原 3115 番地 7 (本社：茨城県日立市久慈町 2-16-4)
復興推進事業の内容	電気機械器具製造業 (電気・機械関連産業 (電気関連産業))
課税特例の根拠規定	法第 38 条第 1 項
指定の有効期間	平成 26 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日まで